

管理 No.	K131
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:都市整備部 建築指導課

(審査係 /内線:3416)

根拠区分	法律 ・ 条例			
許認可等の名称	建築確認			
処分権者	奈良市建築主事			
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)		
	根拠規定条項	第 6 条第 1 項		
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)		
	基準規定条項	施行令第 9 条 施行規則第 1 条の 3		
基準規定	審査基準	1 建築確認申請を必要とする建築物等は、次の表の通りとする。		
		区 分		
		<table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">建築物法 6 条 1 項</td> <td> <1 号> 劇場、映画館、集会場、病院、ホテル、共同住宅、学校、遊技場、百貨店、マーケット、倉庫、自動車車庫等でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの <2 号> 木造建物で3階以上又は延べ面積 500 m²、高さが 13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの <3 号> 木造以外の建築物で2階以上又は延べ面積が 200 m²を超えるもの <4 号> 都市計画区域内における上記各号以外の建築物 </td> </tr> </table>	建築物法 6 条 1 項	<1 号> 劇場、映画館、集会場、病院、ホテル、共同住宅、学校、遊技場、百貨店、マーケット、倉庫、自動車車庫等でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの <2 号> 木造建物で3階以上又は延べ面積 500 m ² 、高さが 13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの <3 号> 木造以外の建築物で2階以上又は延べ面積が 200 m ² を超えるもの <4 号> 都市計画区域内における上記各号以外の建築物
		建築物法 6 条 1 項	<1 号> 劇場、映画館、集会場、病院、ホテル、共同住宅、学校、遊技場、百貨店、マーケット、倉庫、自動車車庫等でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの <2 号> 木造建物で3階以上又は延べ面積 500 m ² 、高さが 13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの <3 号> 木造以外の建築物で2階以上又は延べ面積が 200 m ² を超えるもの <4 号> 都市計画区域内における上記各号以外の建築物	
建築設備(令第 146 条)エレベーター、エスカレーター <table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">工作物令 1 3 8 条</td> <td> <1 号> 煙突(ストーブの煙突は除く。) 高さが6mを超えるもの <2 号> 鉄柱等(旗ざお等は除く。) 高さが 15mを超えるもの <3 号> 広告塔 装飾塔 記念塔 高さが4mを超えるもの <4 号> 高架水槽 サイロ 物見塔 高さが8mを超えるもの <5 号> 擁壁 高さが2mを超えるもの </td> </tr> </table>	工作物令 1 3 8 条	<1 号> 煙突(ストーブの煙突は除く。) 高さが6mを超えるもの <2 号> 鉄柱等(旗ざお等は除く。) 高さが 15mを超えるもの <3 号> 広告塔 装飾塔 記念塔 高さが4mを超えるもの <4 号> 高架水槽 サイロ 物見塔 高さが8mを超えるもの <5 号> 擁壁 高さが2mを超えるもの		
工作物令 1 3 8 条	<1 号> 煙突(ストーブの煙突は除く。) 高さが6mを超えるもの <2 号> 鉄柱等(旗ざお等は除く。) 高さが 15mを超えるもの <3 号> 広告塔 装飾塔 記念塔 高さが4mを超えるもの <4 号> 高架水槽 サイロ 物見塔 高さが8mを超えるもの <5 号> 擁壁 高さが2mを超えるもの			
標準処理期間 (経由機関の日数)	35 日(ただし、法第 6 条 4 号建築物については 7 日)			
本票の作成日	平成 29 年 2 月 1 日作成			
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正			

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>備考1 防火地域、準防火地域以外で 10 平方メートル以内の増築、改築、移転は、確認申請を要しない。</p> <p>2 応急仮設、工事現場建築物については不要</p> <p>3 国、建築主事を置く地方公共団体の建築物は不要</p> <p>2 建築主が法第6条第1項に掲げる建築物(第 88 条第1項の工作物を含む。)を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に計画が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合していること。具体的には、次のとおりである。</p> <p>(1) 建築基準法、法施行令、法施行規則、告示並びこれらに関する条例、規則に適合していること。</p> <p>(2) 建築士法による設計者の資格に適合していること。</p> <p>(3) 法施行規則に示す確認申請書に記載してあること。</p> <p>(4) 法第6条の3(特例)に該当するものは、審査の対象としない。</p>